

# 農山漁村地域整備計画

## 計画の名称

福島県森林整備保全事業計画

## 計画策定主体

福島県

## 対象市町村

福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、白河市、西郷村、泉崎村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村、いわき市  
56市町村

## 計画の期間

令和2年～6年(5年間)

## 計画の目標

治山事業によって、山地災害への被害拡大防止を通じ県民の安心・安全の確保を図るため、集落に近接する山地災害危険地区等について、森林により山地災害防止機能が確保されるよう山地災害危険地区の着手率の増加を目指す。  
また、既存の治山施設の点検調査を行うなど、機能強化や修繕等を進めていく。  
福島県の民有林における山地災害危険地区の着手率は、地すべり防止危険地区100地区、山地災害危険地区1,198地区、崩壊土砂流出危険地区1,661地区の合計2,959地区で着手率は約52.1%(R元)を、令和6年度までに53.1%(59地区)増加させることを目標としている。このうち本計画では崩壊土砂流出危険地区の1地区を着手する。

## 定量的指標

(治山事業)  
・山地災害防止機能が確保された集落数の増加 (集落1,097集落→1,098集落)  
・既存治山施設の点検診断及び山地災害危険見直し調査実施率100%

## 対象事業

別紙のとおり



事業名	箇所名	番号
緊急防災減災対策総合治山	下郷北部	①
治山施設機能強化	県内一円	②
機能強化・老朽化対策	阿武隈川	③
機能強化・老朽化対策	阿賀野川	④
予防治山	阿武隈川	⑤

## 農山漁村地域整備計画位置図【治山】(R2~6)



## 農山漁村地域整備計画に係る事前評価

計画の名称： 福島県森林整備保全事業計画

計画策定主体： 福島県

評価項目	評価の視点	評価	判定
目標の妥当性	関連する計画との整合性が図られているか	○	森林整備保全事業計画(R元～R5)では「国土強靱化の推進」のため、「山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、必要な治山対策を推進する」ことが明記されており、治山事業を実施することは本計画と合致する。
	地域の課題に適切に対応する目標となっているか	○	ふくしま農林水産業新生プランにおいて、「農林漁業・農山漁村が有する多面的機能の発揮」のため「治山事業による適切な森林整備を推進」することとしており、地域の課題に適切に対応している。
整備計画の効果・効率性	整備計画の目標と定量的指標の整合性がとれているか	○	緊急性、優先度を考慮した計画的な治山施設の整備を推進するため、山地災害危険地区における着手率を指標としており、目標と定量的指標は整合する。
	事後評価ができる適切な指標となっていること	○	事業実施から把握できる指標であり、計画完了後、適切に評価できる。
	構成事業の実施による効果を評価するための指標として適切なものとなっているか	○	山地災害の発生を防止するためには、治山施設の整備が不可欠であり、事業の実施による効果を評価するための指標として適切である。
整備計画の実現可能性	円滑な事業執行の環境が整っているか	○	山地災害危険地区の情報共有など市町村との連携体制が整っている。
	地元の機運が醸成されているか	○	地元市町村からの要望による事業化であり、機運は醸成されている。